

淡路県民局長賞の交付に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 各市町及び各種団体等が主催する表彰行事（以下「行事」という。）で淡路県民局長賞（以下「局長賞」という。）を交付する場合に必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 淡路県民局長（以下「局長」という。）は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、局長賞を交付するものとする。

- (1) 県施策の啓発推進に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 県民一般を対象とするもの
- (4) 申請団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

(申請手続)

第3条 前条の交付を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号又は任意の様式）を局長に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催者（団体）名
- (6) 局長賞の交付点数
- (7) その他参考事項（行事の開催要領、募集要項、副賞の有無、行事の実施責任者等）

(交付の通知)

第4条 局長は、第2条の局長賞の交付を承認したときは、交付を承認した旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

(交付の取消)

第5条 局長は、第2条の交付を行った後に、行事が同条の交付の基準に反することが判明した場合には、当該交付を取り消すものとする。

(実施報告)

第6条 第2条の交付を受けた主催者は、行事の終了後、速やかに実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(事務処理)

第7条 この要綱にかかる事務処理は、当該行事に関する事務を所掌する課（担当）で行い、決定については総務企画室長に合議の上、室長又は事務所長が行うものとする。

ただし、過去に協議済の定例的な局長賞については、特段の事情の変化がない限り、合議を要しないものとする。

(その他)

第8条 局長賞の交付に関して、この内規により難しい事項については、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成10年5月12日から適用する。
- 2 この内規は、平成15年2月3日から適用する。
- 3 この内規は、平成21年4月1日から適用する。

- 4 この内規は、平成23年4月1日から適用する。
- 5 この内規は、平成24年4月1日から適用する。
- 6 この内規は、令和3年1月1日から適用する。
- 7 この内規は、令和4年3月1日から適用する。